

益田市農業委員会第19回総会議事録

1. 開催日時 令和6年12月26日(木)午後3時00分～午後4時20分

2. 開催場所 益田市役所 大会議室

3. 農業委員(出席14名)(欠席2名)

1番 又賀 保(出)	2番 大畑 美里(出)	3番 須藤 寿人(出)
4番 吉村 太(出)	5番 大庭 清(出)	6番 齋藤 浩文(出)
7番 御神本康一(出)	8番 田中 綾(欠)	9番 佐原 晃子(出)
10番 領家 耕一(欠)	11番 松本 幸夫(出)	12番 谷本 大輔(出)
13番 柳田 継男(出)	14番 豊田 志摩(出)	15番 宮川 有衣(出)
16番 西川 友史(出)		

4. 農地利用最適化推進委員(出席20名)(欠席4名)

1番 増野 六彦(出)	2番 三輪 昌義(出)	3番 澁谷 記幸(出)
4番 澤江 浩一(出)	5番 山根 健治(出)	6番 寺戸 康人(出)
7番 三浦 尚人(欠)	8番 田原 勝美(出)	9番 野村 浩三(出)
10番 寺戸豊太郎(欠)	11番 塩満 文雄(出)	12番 河野 正憲(出)
13番 青木 伸爾(出)	14番 中村 敏幸(出)	15番 椋木 昭雄(出)
16番 長谷川孝明(出)	17番 豊田 繁雄(出)	18番 中島秀一郎(出)
19番 宮内 英之(出)	20番 椋木 孝光(出)	21番 岡崎 定佳(出)
22番 渡邊 豊孝(出)	23番 河野 光好(欠)	24番 三浦 和顕(欠)

5. 提出議案

議第92号	農地法第3条の規定による許可申請について
議第93号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議第94号	農用地利用集積計画の決定について
報第72号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について
報第73号	農地法施行規則第29条第1項第1号の農業用施設に供する届出について
報第74号	電気通信事業者の行う送電用電気工作物の設置に伴う農地転用について

6. 議事に参加した職員

(農業委員会事務局) 齋藤局長、齋藤局長補佐、高橋係長、岩本主事

7. 議事の概要

<p>会長</p>	<p>それでは、定刻になりましたので、只今より第 7 回益田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の議事録署名につきましては、3 番の須藤寿人委員、4 番の吉村太委員、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の欠席委員は、農業委員が 8 番田中綾委員、10 番領家耕一委員、農地利用最適化推進委員が 7 番三浦尚人委員、10 番寺戸豊太郎委員、23 番河野光好委員、24 番三浦和顕委員でございます。</p> <p>そういたしますと「議第 92 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>1 番 昭和町</p>
<p>事務局</p>	<p>本件は、3 条の有償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、昭和町の畑 1 筆 197 平方メートルです。譲り渡し事由は、県外に居住しており耕作困難なため、譲り受け事由は、隣接する宅地と共に買い受け、耕作するためでございます。農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
<p>西川友史会長</p>	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願い致します。</p>
<p>大畑美里委員</p>	<p>2 番大畑です。現地確認は 12 月 14 日に又賀委員と行いました。申請地は昭和町の〇〇の隣です。譲渡人が県外に住んでおり耕作困難な為で、隣接する宅地と一緒に買い受けるということです。中国国籍の方ですが、適当であると判断しました。</p>
<p>西川友史会長</p>	<p>2 番 中吉田町</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号 2 番、3 番は関連があるので一括して説明してもよろしいでしょうか。</p>
<p>西川友史会長</p>	<p>はい、どうぞ。</p>
<p>事務局</p>	<p>本件は、3 条の有償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、中吉田町の畑 2 筆 787 平方メートルです。譲り渡し事由は、高齢や遠方に居住しており耕作することが困難なため、譲り受け事由は、申請地を譲り受け、耕作するためでございます。農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
<p>西川友史会長</p>	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
<p>又賀保委員</p>	<p>1 番又賀です。現地確認は 12 月 14 日に大畑委員と行いました。現地は中吉</p>

	<p>田町の〇〇に向かう途中の農地でございます。譲受人はこの土地の隣に宅地を持っておられまして、この農地自体道のないような条件であります。これを買って耕作されるということでございます。そして、もう一件の方もそのまた隣で同じような条件で、この度併せて〇〇さんが買われるということでございます。特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。</p>
西川友史会長	4番 飯田町
事務局	<p>本件は、3条の有償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、飯田町の畑3筆 3,980平方メートルです。譲り渡し事由は、高齢で耕作が困難なため、譲り受け事由は、隣接する宅地と共に譲り受けて耕作するためでございます。農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第3条第2項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
須藤寿人委員	<p>3番須藤です。現地確認は12月18日に澁谷推進員と行いました。場所は飯田の〇〇から〇〇を右に曲がって突き当りのちょっとした所にあります。世良さんは今施設におられまして、耕作できる状況ではないということでございました。〇〇君は就農してから少し経っていますが、規模拡大する意欲がありまして、この度の申請に至った次第です。問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
西川友史会長	5番 虫追町
事務局	<p>本件は、3条の有償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、虫追町の田1筆 579平方メートルです。譲り渡し事由は、高齢により耕作が困難なため、譲り受け事由は、耕作面積の拡大を図るためでございます。農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第3条第2項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
豊田志摩委員	<p>14番豊田です。12月20日椋木推進委員と現地確認を行いました。申請地は〇〇より〇〇を渡って、少し走った所の左側になります。昨年3条申請があった〇〇さんが買われた土地と同じ場所です。現在〇〇さんは保全管理されていますが、高齢で後継者もおられないということで、このたび所有権を移転したいということです。〇〇さんは昨年も隣接農地を購入しており、規模拡大したいということです。問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。</p>
西川友史会長	6番 白上町
事務局	<p>本件は、3条の有償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、白上町の田1筆 868平方メートルです。譲り渡し事由は、譲受人の要望に応えるため、譲り受け事由は、隣接する宅地と共に譲り受けて耕作するためでございます。農地法に基づきます権利取得後のすべての農</p>

	<p>地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第3条第2項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
西川友史会長	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
豊田志摩委員	<p>14番豊田です。12月21日に岡崎推進委員と現地確認を行いました。申請地は〇〇からすぐ近くのところになります。現在耕作されていませんが、〇〇さんの方で少し果樹を植えておられる状態です。〇〇さんがこの隣接地に個人住宅を建てられる予定で、その住宅の隣地になるので一緒に購入して引き続き果樹を植えられるそうです。問題ないと思います。よろしく申し上げます。</p>
西川友史会長	<p>7番 匹見町澄川</p>
事務局	<p>本件は、3条の有償移転にかかる許可申請です。 土地の所在は、匹見町澄川の畑 1筆 462平方メートルです。譲り渡し事は、県外に居住しており耕作困難なため、譲り受け事由は、隣接する宅地と共に譲り受けて耕作するためでございます。農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第3条第2項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
西川友史会長	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
宮川有衣委員	<p>15番宮川です。12月18日に匹見地区の全員で現地確認に行きました。場所は匹見下地区の〇〇のすぐ下の場所になります。今回買われる〇〇さんは〇〇で2年ほど前からこちらで仕事をされていて、すぐ上の〇〇で働いているので、この近くの家と農地を購入して一体的に耕作するということです。前の方が果樹等を植えられているのですが、それを含めて自家用野菜や果樹をやりたいということで、今はきれいに管理されていたので、問題ないと判断しました。</p>
西川友史会長	<p>本日の3条の申請につきましては、以上7件でございます。事務局からの説明、また担当地区委員から調査報告がございました。何かお気づきの点、ご意見ございましたらお出し頂きたいと思っております、</p>
長谷川孝明委員	<p>高城の長谷川ですが、2番、3番、6番の記載ですが、1ページ目の右の3番の権利を設定し又は移転しようとする内容のカッコ内に贈与による所有権移転と記載されているのですが、これは売買による所有権移転ではないかと思うのですが。</p>
事務局	<p>今、委員さんが言われましたように売買による所有権移転が正しいですので、のちほど申請書を訂正していただきます。</p>
西川友史会長	<p>長谷川委員、よろしいですか。</p>
長谷川孝明委員	<p>はい。</p>

西川友史会長	<p>他にございますか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>そういたしますと、「議第 92 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を承認の扱いとさせていただきます。</p> <p>本日は 4 条申請はございませんので、「議第 93 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>1 番 東町</p>
事務局	<p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、東町の田 3 筆 2,473 平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。転用目的は宅地造成で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。排水は合併浄化槽を設置し既存の側溝に接続します。資金証明については金融機関の融資証明書が添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
西川友史会長	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
又賀保委員	<p>1 番又賀です。現地確認は 12 月 14 日に大畑委員と行いました。場所は〇〇の東側にあたりまして、益田、種、三隅線の 191 の間に挟まれたような低い土地であります。周辺は宅地でここに広い畑がありますが、ここをこの度〇〇が、買い受けて造成して宅地として販売したいということでございます。特に問題はないように思います。よろしくご審議お願いします。</p>
西川友史会長	<p>2 番 乙吉町</p>
事務局	<p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、乙吉町の 1 筆 203 平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。転用目的は個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。排水は合併浄化槽を設置し既存の側溝に接続します。資金証明については金融機関の融資証明書が添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
西川友史会長	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
大畑美里委員	<p>2 番大畑です。現地確認は 12 月 14 日に又賀委員と行いました。申請地は乙吉町の〇〇の近くです。申請は個人住宅を建築するためで、排水は合併浄化槽を設置します。適当であると判断しました。</p>
西川友史会長	<p>3 番 中島町</p>
事務局	<p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、中島町の畑 2 筆 480 平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。転用目的は個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。排水は公共下水道に接続します。資金証明については通帳の写しと金融機関の融資証明書が添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>

西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
大畑美里委員	2番大畑です。現地確認は12月14日又賀委員と行いました。申請地は中島の〇〇の近くで、〇〇のすぐ隣です。申請は個人住宅の建築で上下水道が完備されたところです。適当であると判断しました。
西川友史会長	4番 かもしま北町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、かもしま北町の畑 1筆 581平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。転用目的は宅地造成で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。排水は公共下水道に接続します。資金証明については通帳の写しが添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
又賀委員	1番又賀です。現地確認は12月14日に大畑委員と行いました。場所はかもしま北町で、近くに〇〇という会社がありますが、その入り口に近いところにある土地でございます。ここは下水道が完備されていまして、宅地にしても問題ない土地で、特に問題ないと思います。
西川友史会長	5番 遠田町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、遠田町の田及び畑 3筆 1,712平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。転用目的は、太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。雨水は地下浸透です。資金証明については金融機関の残高証明書が添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
吉村太委員	4番吉村です。現地確認は12月15日澤江推進委員と行いました。場所は遠田の〇〇裏の〇〇の周りになります。現状、周りに畑はないのですが、この3枚全部高低差があって生産性が悪い土地と思いますので、太陽光に転用しても問題ないと判断します。
西川友史会長	6番 神田町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、神田町の田 2筆 1,416平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。転用目的は、太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。雨水は地下浸透です。資金証明については金融機関の残高証明書が添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。

西川友史会長	続きますして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
松本幸夫委員	11 番松本です。先日椋木委員と現地確認を行いました。書類上は問題ないと思いますが、隣に民家がありまして、このことを事務局にお聞きしたら、宅地は農業委員には関係ないということで、宅地の家の方に聞いたら、太陽光を付けるという電話があったただけだそうです。その横に溝があるんですが、そのことについても聞いたのですが、農業委員とは関係なく地区の方と業者と直接話してくださいということなので、また、後から地区と業者で話したいと思います。この書類では問題ないと思います。
西川友史会長	7 番 飯浦町
事務局	本件は、賃貸借権の一時転用に係る許可申請です。 土地の所在は、飯浦町の畑 4 筆 837 平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。転用目的は、仮設道路で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。雨水は地下浸透です。資金証明については、通帳の写しが添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きますして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
柳田継男委員	13 番柳田です。12 月 21 日に宮内推進委員と現地確認を行いました。本人立会いの下現地確認をしたのですが、申請者の昔の家を取り壊すのに、重機が入る道がないので、地権者と本人の田を同意を得て仮設道路を作ることです。解体が終わったら、また元の農地に戻すということを確認しましたので、ご報告します。以上です。
西川友史会長	8 番 白上町
事務局	先ほど 3 条の 6 番目に出てきた所の隣接地にあたります。本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、白上町の田 1 筆 296 平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。排水は合併浄化槽を設置し既存の側溝に接続します。資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きますして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
豊田志摩委員	14 番豊田です。12 月 21 日に岡崎推進委員と現地確認を行いました。申請地は〇〇からすぐのところですよ。このたび〇〇さんより〇〇さんが買い受けて個人住宅を建築するそうです。3 条申請で出てきた〇〇さんが買われて管理する農地の隣になります。隣接農地所有者の同意書もありますし、土地改良区の意見書も添付されています。特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

西川友史会長	本日の5条申請は8件でございます。事務局からの説明また担当地区委員からの調査報告がございました。何かお気づきの点、ご意見等ございますか。
佐原晃子委員	9番佐原です。5番の〇〇が買う土地の写真ですけど、上から見ると木の部分も面積内だと思うのですが、横から見た図はラインの黄色が引けないから気の手前に引いたのですよね。奥までですか。
事務局	写真の黄色の枠の囲み方が悪かったのですが、あくまで航空写真で見ると配置図と同様に突き出たような形でいびつな形をしたものが実際のところになりますので、黄色で塗っているところは木の部分が入っていないですが、実際は木の部分も含めての申請になります。
佐原晃子委員	上の赤いラインのところ、川との隙間のところは田んぼか畑なのですか。
事務局	今、手元に公図がないのではっきりとしたことをお答えできませんが、今回はこの部分を外した形で転用ができております。おそらく昔はこの一帯は作っておられたので、田か畑ではなかったのではなかろうかと思えます。
西川友史会長	今、地元の委員さんから現況は雑種地だと確認できていたと。ただ台帳上は農地だろうという話でしたけど、別に問題があるような土地ではないですね。他にございますか。 (なし、の声) よろしいでしょうか。そう致しますと「議第93号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は承認の扱いとさせていただきます。続きまして、「議第94号 農用地利用集積計画の決定について」を議題いたします。 今月の農用地利用集積計画は、利用権設定の新規が5件、再設定が3件、農地中間管理事業一括方式の利用権設定の新規が11件、再設定が27件の合計46件です。 本日は議事参与の方がおられますので、その案件について最初に協議をしたいと思えます。 7番 美都町丸茂 塩満委員が議事参与に当たりますので退席願います。 (塩満文雄委員退室) 7番 美都町丸茂
事務局	申請地は、美都町丸茂の田2筆 1,425平方メートルです。5年の賃貸借権設定です。
西川友史会長	続きまして、担当地区推進員の調査報告をお願い致します。
河野正憲委員	美都地区の河野です。整理番号7番ですが、これまで相対契約で耕作してこられましたが、この度更新するにあたりまして、所有者の〇〇さんがご主

	<p>人だったのですが亡くなられてまして、奥さんが相続されました。耕作については引き続き〇〇さんで契約しようとするものでございます。問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
西川友史会長	<p>ただいま、事務局からの説明、また地区推進委員からの説明がございましたが、承認でよろしいでしょうか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>そう致しますと整理番号7番については承認の扱いとさせていただきます。</p> <p>(塩満文雄委員入室)</p> <p>2番 馬谷町</p>
事務局	<p>申請地は、馬谷町の田5筆 5,478平方メートルです。 10年の使用貸借権設定です。</p>
西川友史会長	<p>続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願いします。</p>
寺戸康人委員	<p>推進委員の寺戸です。〇〇さんの方の耕作をしていた旦那さんが今年亡くなられて、来年からどうしようかというところで、〇〇さん、住所は久城町になっていますが、実家は〇〇さん家の隣で馬谷にありまして、現在自分の田も耕作しているので来年からはそれと併せてやっていこうということになりました。特に問題はありません。</p>
西川友史会長	<p>4番 桂平町</p>
事務局	<p>申請地は、桂平町の田1筆 914平方メートルです。 10年の賃貸借権設定です。</p>
西川友史会長	<p>続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願いします。</p>
豊田繁雄委員	<p>二条の豊田です。〇〇さんと〇〇さんの相対契約だったのですが、実はお父さんで契約をしておられたんですが、お父さんが亡くなられて、お嬢さんに切り替えたということです。別に問題はないと思います。</p>
西川友史会長	<p>6番、8番は借り手が同じ为一括での説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請地は、美都町丸茂の田3筆 3,816平方メートルです。 5年の使用貸借権設定です。</p>
西川友史会長	<p>続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願いします。</p>
河野正憲委員	<p>美都地区の河野です。6番、8番の耕作者につきましては、同じ方がされていたのですが、亡くなられて、新たに更新するという中で付近を耕作されている〇〇さんをお願いするということになりました。問題ないと思いますので、よろしくお願い致します。</p>

西川友史会長	<p>利用権新規設定につきましては以上でございます。再設定も含めまして、何かご意見ございますか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>よろしいでしょうか。そう致しますと、利用権設定につきましては承認の扱いとさせていただきます。続きまして、一括方式に入らせていただきます。一括方式も議事参与の委員さんがおられますので、まずその案件から審議したいと思います。</p> <p>整理番号 10 番 佐原委員が議事参与でございますので、退室をお願いします。</p> <p>(佐原晃子委員退室)</p> <p>10 番 美都町都茂</p>
事務局	<p>申請地は、美都町都茂の田 1 筆 1,176 平方メートルです。5 年の使用貸借権設定です。</p>
西川友史会長	<p>続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願いします。</p>
塩満文雄委員	<p>美都地区の塩満です。現地確認は 12 月 17 日に田中委員、佐原委員、河野推進委員と行いました。場所は美都町都茂です。これまでは相対契約で耕作しておられましたが、令和 7 年より農地中間管理事業を活用した貸借に替え、引き続き〇〇さんをお願いされます。特に問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
西川友史会長	<p>10 番につきまして説明がございました。承認でよろしいでしょうか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>そう致しますと、整理番号 10 番につきましては承認の扱いとさせていただきます。</p> <p>(佐原晃子委員入室)</p> <p>それでは、整理番号 11 番も議事参与でございます。渡邊委員退室をお願いします。</p> <p>(渡邊豊孝委員退室)</p> <p>11 番 匹見町紙祖</p>
事務局	<p>申請地は、匹見町紙祖の田 1 筆 2,380 平方メートルです。5 年の使用貸借権設定です。</p>
西川友史会長	<p>続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願いします。</p>
宮川有衣委員	<p>15 番宮川です。河野推進委員の代わりに報告します。今まで相対でやっていたものを公社を通すということになったので特に問題ないと思います。</p>

西川友史会長	<p>11 番につきまして説明がございましたが、ご意見ございますか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>よろしいでしょうか。そう致しますと整理番号 11 番につきましても承認の扱いとさせていただきます。</p> <p>(渡邊豊孝委員入室)</p> <p>整理番号 1 番、3 番、4 番は借り手が同じですので一括して説明をお願いします。</p> <p>1 番、3 番、4 番 高津二丁目</p>
事務局	<p>申請地は、高津二丁目の田 3 筆 3,726 平方メートルです。 3 年の使用貸借権設定です。</p>
西川友史会長	<p>続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願いします。</p>
澁谷記幸委員	<p>高津地区の澁谷です。〇〇さんは前から〇〇さんが作っておられたのですが、お父さんが亡くなられて、相続されて名義が変わったということで、新規ということになりました。〇〇さんと〇〇さんは今年までは作っておられたそうですが、来年からは作れないということで、この一帯を作っておられる〇〇さんをお願いするということです。問題ないと思います。</p>
西川友史会長	<p>2 番 高津二丁目</p>
事務局	<p>申請地は、高津二丁目の田 1 筆 1,080 平方メートルです。 3 年の使用貸借権設定です。</p>
西川友史会長	<p>続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願いします。</p>
澁谷記幸委員	<p>高津地区の澁谷です。これも先ほどと同じように〇〇さんの相続ということで、以前から〇〇さんが作っておられるところを名義変更ということで、新規の扱いとなっております。問題ないと思います。</p>
西川友史会長	<p>5 番 波田町</p>
事務局	<p>申請地は、波田町の田 6 筆 6,214 平方メートルです。 5 年 3 ヶ月の使用貸借権設定です。</p>
西川友史会長	<p>続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願いします。</p>
寺戸康人委員	<p>推進委員の寺戸です。これは〇〇さんが高齢になり、規模を縮小したいということになりまして、隣接を耕作している〇〇さんが私が代わりに耕作しましょうということで、引き受けていただいたということです。特に問題はありません。</p>
西川友史会長	<p>6 番 白上町</p>

事務局	申請地は、白上町の田 1 筆 1,028 平方メートルです。 3 年の使用貸借権設定です。
西川友史会長	続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願いします。
岡崎定佳委員	推進委員の岡崎です。整理番号 6 番につきまして、今までは相対契約でしたが、今回は中間管理事業を活用した契約ということで新規扱いになっております。耕作者は変更がございませんので、問題ないと思います。
西川友史会長	7 番 白上町
事務局	申請地は、白上町の田 1 筆 986 平方メートルです。 6 年の使用貸借権設定です。
西川友史会長	続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願いします。
岡崎定佳委員	推進委員の岡崎です。7 番につきましては〇〇さんに伺ったところ、年もとってきて非常に耕作が難しくなったということで、耕作を断念されました。これも中間管理事業を活用した契約でありまして、耕作者は〇〇さんの予定になっております。まだ、余力があるような感じでしたので、問題ないと思っております。
西川友史会長	8 番、9 番は借り手が同じですので、一括での説明をお願いします。
事務局	申請地は、美都町山本の田 4 筆 2,504 平方メートルです。 4 年 3 ヶ月の使用貸借権設定です。
西川友史会長	続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願いします。
塩満文雄委員	美都地区の塩満です。現地確認は 12 月 17 日に田中委員、佐原委員、河野推進委員と行いました。場所は美都町山本です。これまでは所有者が耕作していましたが、高齢により耕作困難となり、令和 7 年度より農地中間管理事業を活用した貸借で、新規に〇〇さんに耕作を依頼したいということになりました。特に問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。
西川友史会長	ただいま、新規の説明が事務局また推進委員からございました。再設定も含めまして、皆さん方でお気づきの点がございましたらお出しいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。 (はい、の声) そう致しますと一括方式の申請につきましては承認の扱いとさせていただきます。 以上を持ちまして議題の方は終わりでございます。順次報告事項をすすめてください。
事務局	「報第 72 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出について」届出件数は、27 件です。全てにおいて相続者が管理され、あっせんの

希望は5件です。

「報第73号 農地法施行規則第29条第1項第1号の農業用施設に供する届出について」届出件数は1件です。申請地は、本俣賀町の1筆 143平方メートルの内30平方メートルです。農業用倉庫の利用でございます。

「報第74号 電気通信事業者の行う送電用電気工作物の設置に伴う農地転用について」報告件数は1件です。申請地は匹見町匹見の畑の転用です。事業施工者は中国電力ネットワーク株式会社です。
報告は以上でございます。

先ほど事務局から報告事項の説明がございました。何か聞いてみたいことがございましたらお出しいただきたいと思っております。

(なし、の声)

それではないようですので、第19回総会を終わりたいと思っております。

閉会

以上会議の顛末を記載して、その相違ないことを証明するために署名する。

会 長

3 番

4 番

西川友史会長